

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 5年 6月 30日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 ヨシダ キデン カブシキガイシャ 吉田機電株式会社
 住所 奈良市法華寺町213番1
フリガナ 代表者氏名 ダイヒョウトリンマリヤク ヨシダ シンヤ 代表取締役 吉田 真也
 電話番号 0742-35-9731
 FAX番号 0742-35-9730
 メールアドレス tanaka@yoshida-kiden.co.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの口に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(口に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 5年 6月 30日

届出者

氏名又は名称 吉田機電株式会社
住 所 奈良市法華寺町2 1 3 番 1
代表者氏名 代表取締役 吉田 真也



水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	ヨシダキデンカブシキガイシャ 吉田機電株式会社		
住 所	奈良市法華寺町2 1 3 番 1		
フリガナ 代表者の氏名	代表取締役 ヨシダ シンヤ 吉田 真也		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
役員の退任 (死亡)	代表取締役 吉田 武人		令和
役員の就任		取締役 木崎 統之 木崎 統之	令和

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 5年 6月 30日

申請者

氏名又は名称 吉田機電株式会社

住 所 奈良市法華寺町2-1-3番1

代表者氏名 代表取締役 吉田 真也



水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

奈良市法華寺町 2 1 3 番 1
吉田機電株式会社

会社法人等番号	1 5 0 0 - 0 1 - 0 0 2 5 7 6	
商 号	<u>株式会社吉田商店</u>	
	吉田機電株式会社	昭和 4 2 年 4 月 1 日変更
本 店	<u>奈良市紀寺町下五反田 3 8 8 番地</u>	
	奈良市法華寺町 2 1 3 番 1	平成 1 3 年 5 月 1 日移転
公告をする方法	官報に掲載して之を為す	
会社成立の年月日	昭和 2 1 年 6 月 6 日	
目 的	1. 電気機械器具並びに電気関係用品の販売 2. 冷凍空調機、理化学機器、動力機械及び各種機械工具並びに関連諸材料の販売 3. 機械器具設置、電気施設及び配線工事、電気通信工事、冷凍空調設備及び各種管工事、消防施設工事 4. 土木工事、水道施設工事、建設工事 5. 上下水道工事 6. 水質浄化維持装置の製造、販売 7. 不動産の賃貸借、管理並びに倉庫の経営 8. 代理店業務 9. 前各号に附帯する一切の業務 令和 1 年 5 月 2 8 日変更 令和 1 年 6 月 4 日登記	
発行可能株式総数	3 0 0 万株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 1 8 0 万株	
資本金の額	金 9 0 0 0 万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するには取締役会の承認を受けなければならない	

役員に関する事項	<u>取締役</u>	<u>吉田 武人</u>	令和 1年 5月28日重任
			令和 1年 6月 4日登記
	<u>取締役</u>	<u>吉田 武人</u>	令和 2年 5月26日重任
			令和 2年 6月 5日登記
	<u>取締役</u>	<u>吉田 武人</u>	令和 3年 5月25日重任
			令和 3年 5月28日登記
	<u>取締役</u>	<u>吉田 武人</u>	令和 4年 5月30日重任
			令和 4年 6月 1日登記
			令和 5年 3月28日死亡
			令和 5年 6月20日登記
	<u>取締役</u>	<u>石山 光剛</u>	令和 1年 5月28日重任
			令和 1年 6月 4日登記
	<u>取締役</u>	<u>石山 光剛</u>	令和 2年 5月26日重任
			令和 2年 6月 5日登記
<u>取締役</u>	<u>石山 光剛</u>	令和 3年 5月25日重任	
		令和 3年 5月28日登記	
<u>取締役</u>	<u>石山 光剛</u>	令和 4年 5月30日重任	
		令和 4年 6月 1日登記	
<u>取締役</u>	<u>石山 光剛</u>	令和 5年 5月30日重任	
		令和 5年 6月20日登記	

	取締役	<u>吉田真也</u>	令和 1年 5月28日重任
			令和 1年 6月 4日登記
	取締役	<u>吉田真也</u>	令和 2年 5月26日重任
			令和 2年 6月 5日登記
	取締役	<u>吉田真也</u>	令和 3年 5月25日重任
			令和 3年 5月28日登記
	取締役	<u>吉田真也</u>	令和 4年 5月30日重任
			令和 4年 6月 1日登記
	取締役	<u>吉田真也</u>	令和 5年 5月30日重任
			令和 5年 6月20日登記
	取締役	<u>木崎統之</u>	令和 5年 5月30日就任
			令和 5年 6月20日登記
	<u>神戸市東灘区住吉山手四丁目11番36-2403号</u>		令和 1年 5月28日重任
	代表取締役	<u>吉田武人</u>	令和 1年 6月 4日登記
	<u>神戸市東灘区住吉山手四丁目11番36-2403号</u>		令和 2年 5月26日重任
代表取締役	<u>吉田武人</u>	令和 2年 6月 5日登記	
<u>神戸市東灘区住吉山手四丁目11番36-2403号</u>		令和 3年 5月25日重任	
代表取締役	<u>吉田武人</u>	令和 3年 5月28日登記	
<u>神戸市東灘区住吉山手四丁目11番36-2403号</u>		令和 4年 5月30日重任	
代表取締役	<u>吉田武人</u>	令和 4年 6月 1日登記	
		令和 5年 3月28日死亡	
		令和 5年 6月20日登記	

	<u>大阪市中央区淡路町二丁目 5 番 1 - 1 5 0 2 号</u> <u>代表取締役</u> <u>吉 田 真 也</u>	令和 1 年 5 月 2 8 日就任 ----- 令和 1 年 6 月 4 日登記	
	<u>大阪市中央区淡路町二丁目 5 番 1 - 1 5 0 2 号</u> <u>代表取締役</u> <u>吉 田 真 也</u>	令和 2 年 5 月 2 6 日重任 ----- 令和 2 年 6 月 5 日登記	
	<u>大阪市中央区淡路町二丁目 5 番 1 - 1 5 0 2 号</u> <u>代表取締役</u> <u>吉 田 真 也</u>	令和 3 年 5 月 2 5 日重任 ----- 令和 3 年 5 月 2 8 日登記	
	<u>大阪市中央区淡路町二丁目 5 番 1 - 1 5 0 2 号</u> <u>代表取締役</u> <u>吉 田 真 也</u>	令和 4 年 5 月 3 0 日重任 ----- 令和 4 年 6 月 1 日登記	
	<u>大阪市中央区上町一丁目 2 番 2 8 - 3 4 0 2 号</u> <u>代表取締役</u> <u>吉 田 真 也</u>	令和 5 年 1 月 2 3 日住所 移転 ----- 令和 5 年 2 月 6 日登記	
	<u>大阪市中央区上町一丁目 2 番 2 8 - 3 4 0 2 号</u> <u>代表取締役</u> <u>吉 田 真 也</u>	令和 5 年 5 月 3 0 日重任 ----- 令和 5 年 6 月 2 0 日登記	
	<u>監査役</u> <u>北 中 正 紀</u>	平成 2 8 年 5 月 2 6 日重任 ----- 平成 2 8 年 5 月 3 0 日登記	
	<u>監査役</u> <u>北 中 正 紀</u>	令和 2 年 5 月 2 6 日重任 ----- 令和 2 年 6 月 5 日登記	
	監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定 する旨の定款の定めがある	----- 令和 2 年 6 月 5 日登記	
	支 店	1 大阪市東成区東小橋一丁目 1 5 番 1 9 号	
		2 東京都中央区京橋一丁目 6 番 1 2 号	
	取締役会設置会社 に関する事項	取締役会設置会社	平成 1 7 年法律第 8 7 号第 1 3 6 条の規定により平成 1 8 年 5 月 2 日登記

奈良市法華寺町 2 1 3 番 1
吉田機電株式会社

監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成 1 7 年法律第 8 7 号第 1 3 6 条の規定により平成 1 8 年 5 月 2 日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第 1 5 号附則第 3 項の規定により	平成 1 4 年 7 月 2 5 日移記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和 5 年 6 月 2 8 日

大阪法務局
登記官

武 田 恵 美



遅延理由書

令和 5年 6月 30日

奈良市法華寺町213番1

吉田機電株式会社

代表取締役 吉田 真也



指定給水工事事業者指定事項変更届書の申請が遅延したのは、
下記の理由のためです。

記

業務が多忙だったため。

以上